

第47回地方分権改革推進委員会(H20.5.15 開催)議事要旨(抜粋)

—都道府県から市町村への権限移譲に係る特別区についての発言—

- 東京都制においては、特別区の区域に関しては、市としての機能と都としての機能が渾然一体としている。これをどう考えていくべきか。
- 難しい問題だ。従来、地方自治法上の特別地方公共団体である特別区は基礎的な地方公共団体ではなく、普通地方公共団体である都が基礎自治体であると同時に広域自治体であるとの理解がされてきた。これが、制度改革運動の結果、特別区は特別地方公共団体であるにもかかわらず基礎的な地方公共団体とされた。これを合理的に説明するのは非常に困難である。
- 生活保護の事務などにおいて、特別区は市扱いだが、都が特別な事務配分の特例を行っている。完全自治体を目指すという議論をしている一方で、一般の市町村とは異なる特別区という制度があり、非常に分かりにくい。
- 大都市特例制度には、都政と政令指定都市の二つがある。前者は都が市の機能を吸い上げたもので、後者は都道府県の機能を奪ったもの。この2制度の並存が合理的かどうかについては過去から論争があるが、地方制度調査会等でも結論が出ない問題である。
- 地方分権を考える場合には、一定のモデルで考えるべきで、東京という一つしか例がない制度について踏み込むのは得策ではないのではないかと。東京問題を無視することはできないが、ここでの議論とは別ではないか。
- 特別区によって税収が大きく異なるなど、広域的な行政を行わざるを得ない実態がある。
- 都道府県から市町村に権限移譲を行う場合、特別区も権限移譲の対象になるのか。
- 特別区は該当しないと考えている。特に、都市計画権限を都が集中的に留保することは、都制度の眼目となっている。都と特別区で議論すべき問題ではないか。
- 基礎自治体優先の原則と広域行政との関係については、基礎自治体が地域の行政を総合的に担うことを理想とした上で、それができない自治体は広域的な仕組みを考えるべきという構成にした方が分かりやすいのではないかと。すべての市町村が総合行政主体である必要があるかという議論もあるが、当委員会としては、標準的な市町村は総合的な行政主体になるべきという方針を明確に示すべきである。